

船橋市潮見町地先及び市川市東浜1丁目地先の人工海浜
及びその付帯施設の利用に関する行政指導指針

平成29年6月9日

船商第273号

市川第20170531-0289号

改正 平成29年10月10日

船商第1003号

市川第20170828-0077号

(目的)

第1条 この行政指導指針は、船橋市潮見町地先及び市川市東浜1丁目地先の人工海浜及びその付帯施設の利用に関して、人工海浜施設等の利用に関する基準その他必要な事項を定めることにより、人工海浜施設等を利用する者（以下「利用者」という。）の安全に資するとともに、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「人工海浜施設等」とは、船橋市長及び市川市長が千葉県企業庁長から平成26年4月1日に引継ぎを受けた船橋市潮見町地先及び市川市東浜1丁目地先の人工海浜及びその付帯施設をいう。

2 この指針において「人工海浜管理者」とは、船橋市長及び市川市長をいう。

3 この指針において「業務受託者」とは、平成26年3月24日付けで船橋市長及び市川市長が締結した人工海浜施設等に関する協定書に基づき、船橋市長から人工海浜施設等の維持管理業務の委託を受ける者をいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者は、人工海浜施設等が公共施設であることを理解し、利用者の安全な利用及び自然環境の保全に配慮するように努め、人工海浜管理者及び業務受託者の指示に従って行動しなければならない。

(行為の禁止等)

第4条 利用者は、人工海浜施設等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条の規定による届出を行った場合は、この限りではない。

(1) 花火、焚き火、バーベキュー等により、火気を用いること。

(2) ゴルフ、無人航空機・模型航空機（ドローン、ラジコン機等の機械的な動力源を用いるもの）、モーターパラグライダー、カイトサーフィン、水上オートバイ、犬の放し飼い等、他の利用者の身体に危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

(3) 釣り針、貝殻、たばこの吸殻、空き缶、ごみその他の汚物若しくは廃物等を投棄し、又は飼い犬等のふんの放置をすること。

(4) 非常の場合を除き、拡声器、音響機器その他これらに類するものを用い、必要

以上に大きな音を発すること等、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (7) 人工海浜施設等を損傷、汚損又は土地の形質を変更すること。
- (8) 人工海浜施設等の管理上支障のある行為をすること。

(行為の届出)

第5条 人工海浜施設等において、次に掲げる行為を行おうとする者は、人工海浜管理者に届け出なければならない。

- (1) 映画、ドラマ、CM等の撮影による利用
- (2) スポーツ、祭り事等による利用
- (3) 人工海浜管理者が認める調査に伴い鳥獣類を捕獲するための利用
- (4) その他人工海浜管理者が届出が必要と認める利用

2 前項の届出を行おうとする者は、利用者の安全な利用及び自然環境の保全に支障を来たさないよう、届出前に業務受託者と十分な協議を行うものとする。

(利用の制限又は禁止)

第6条 人工海浜管理者及び業務受託者は、人工海浜施設等が損壊したとき、人工海浜施設等に関する工事を行うとき又は人工海浜施設等の利用者の安全な利用に影響のおそれが生じたとき（地震発生時、津波警報・注意報発令時、台風等による荒天時等）は、人工海浜施設等の利用の制限又は禁止の措置をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。

(検討)

2 人工海浜管理者は、今後、人工海浜施設等の利用形態が変化していくことを踏まえ、行為の禁止等の内容及び行為の届出をすべき事項等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成29年船商1003号 市川第20170828-0077号〕

この指針は、平成29年10月10日から施行する。